

名称 大阪市住宅供給公社 緊急補修業者等募集要領

質疑番号	質疑事項	回答
1	提出書類に産廃の許可証や契約書とありますが、現況の公社様の単価表	依頼する業務内容により産業廃棄物処理が必要なことから許可証及び
	(剪定枝運搬費単価表)を見てもと一般廃棄物もしくはリサイクルの値段	契約書の確認を行っています。
	ではないでしょうか。工種:造園に関して、産業廃棄物の表記で合っていますか。	剪定枝の処分については、一般廃棄物として算定しています。
	産業廃棄物ですと現状単価では受取先がないかと思われます。	
2	労災保険加入証明について、保険料の領収証でも可能でしょうか。	
	大阪労働局の金融機関経由提出確認の押印がなされているものです。	申込時点での労災保険加入(労働基準監督署所管)が証明できるものとして
	また、いつ以降発行分の指定はございませんか。	ください。
3	募集要項 2P (2)業種ごとの要件 ①建築 ウ について	
	共同住宅の改修又は修繕工事实績とは外壁改修・耐震改修工事も該当	該当します。
	しますか？	
4	第1候補者の成績評定上位者からブロック選定となっておりますが、	募集要領「6.緊急業者及び担当ブロックの決定方法」によります。
	隣接するブロックがない場合、現在保有するブロック数が減ることはありますか。	ブロック選択方法は6⑥のとおり、受注者の意向を踏まえ、成績順に
	飛び地でも現在のブロック数は守られるのでしょうか。	担当ブロックを選択していただきます。
	その場合、センター跨ぎはありでしょうか。	
5	成績評定が90点を越えたとき1ブロック増やすことができますとありますが、	
	成績が上位でも90点以上ない場合、いつまでも担当ブロック数は増えないと言う	募集要領「6.緊急業者及び担当ブロックの決定方法」によります。
	考えでしょうか。	
	言葉が悪いですが、他社が廃業する以外増えないのではないのでしょうか。	